

6月23日

○議長（湯之原一郎君） これから、本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、行政報告を行います。

市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

それでは、お手元の資料に基づき原子力防災計画及び災害避難計画等住民説明会の開催につきまして、行政報告を申し上げます。

昨日の新聞報道にもありましたとおり、一昨日の21日に鹿児島県と合同で大山小学校講堂において住民説明会を開催いたしました。当日は強い雨の中にもかかわらず、九州電力川内電子力発電所から半径30キロメートル圏内の蒲生町松生集落9世帯11人のうちの6人の方々をはじめ、その周辺の大山地区の皆様そして市議会議長及び副議長など41人の方々の参加がありました。

県においては、原子力防災対策及び県地域防災計画、原子力災害対策編の概要を、また市においては、本市の避難計画や避難経路案などについて説明いたしました。市といたしましては、今回の説明会を機にさらに国、県との連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第2、議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件

日程第3、議案第54号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件

の2案件を一括議題とします。

これらの案件については6月12日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。なお、5名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件で質問します。

補足の3、ここに報酬規定がございますが、報酬についてはいかほどの時間を想定して算出した額なのか、その説明をお願いしたい。それから委員の構成については5人以内とありますが、どのような方を想定しているか、また委員の選出につきましては、どのような手続きを経て行う予定かお伺いします。

○議長（湯之原一郎君） 吉村議員、一括質疑です。

○19番（吉村賢一君） 一括、はい。第54号18条第1項第9号の次に次の1号を加えるとあり、消火器の準備とありますが、その規模、いわゆる大会、行事の規模、広さ、参加人数等によってその数や出力の目安は考えておられるか。それから42条の2屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、云々とあるが具体的に始良市で該当しそうな行事としてはどういった行事を想定されておられるかお伺いします。

○議長（湯之原一郎君） 以上ですね。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えします。なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第54号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

消火器は、規模に関係なく対象火気器具等の種別、その他周囲の可燃物等の消火に必要な能力単位を判断し、準備することとなっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。本市における昨年の大規模な催しとしては、あいら夏祭り及び加治木夏祭りがありますが、主催者発表によりますと来場者数はいずれも約3万人、露店等は約70店舗でありました。

総務省消防庁通知におきましては、福知山花火大会と同程度以上の規模で人出予想が10万人、露店等が100店舗以上の大規模な催しを想定しており、現状において本市ではこのような大規模な催しに該当するものではありません。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本件は、昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法を受けて、いじめの防止等のために始良市いじめ対策専門委員会に関する条例の制定を企図するものであります。

1点目のご質疑についてお答えいたします。報酬の算定については、医師や弁護士等の高度な専門性を有する方々に委嘱することや事案によっては長時間拘束することも予想されること、また報酬については近隣市との協議等を踏まえ決定したものであります。

2点目のご質疑については、森川議員及び神村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

始良市いじめ対策専門委員会の委員の構成については、医師、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家などの専門的知識や経験を有する方々に委嘱することを考えておりますが、具体的には条例制定後において、各職能団体等を通じてお願いすることになると考えます。

以上、お答えといたします。

○19番（吉村賢一君） およそ理解できたんですが、少し追加質問させていただきます。

まず議案第54号消火器についてなんですが、この規模に関係なく用意、準備することになっておりますということになってますが、この際の例えば消火器等につきましては、いわゆる有効期限といい

ますか、使える期限、例えば10年とか5年とかあるかと思いますが、そういったところの目安、基準ってものの指導はなさるつもりがあるのか、あるいはそういった内規として定めがあるのかどうか質問します。

それと、53号順番がこのとおり逆になってますが、1点目の質問の中で、事案によっては長時間拘束することも予想されること、という話になっておりますが、この長時間拘束する際、この報酬というのは一日単位だと思いますので、いわゆる数日間拘束されることも当然あり得るという解釈でよろしいか質問いたします。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

この消火器につきましては、点検の基準こういったのがありまして、その点検の基準に基づきまして点検済みの消火器、こういったものを設置をするというような設置基準で指導をしているところでございます。

○教育長（小倉寛恒君） いじめ対策専門委員会につきましては、いわゆる教育委員会の諮問を受けまして、重大事態いわゆるいじめを受けた子どもたちが心身いわゆる身体的あるいは生命、財産に重大な被害を受けたり、あるいはまたそれによって長期間にわたって学校を欠席することを余儀なくされるような、そういった重大事態に関する調査をお願いする機関であります。内容によっては、これは今議員ご指摘のように、相当期間、数時間延べ数日間要することもあり得るというふうに考えておりますけど、そういう意味で一日単位のこの報酬額を設定してるところでございます。

○19番（吉村賢一君） 53号の件については了解しました。

54号ですが、点検基準に基づいて点検済みの消火器を利用するよということですが、これは点検基準を詳細は見てくれという解釈でよろしいでしょうか。あるいは具体的に先ほど言いましたように5年とか10年とか一般的に基準があるとしたら、もしわかりましたら教えてください。わからない場合はそういう基準を見てくれという話でも結構かと思ます。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

消火器につきましては、消火器それぞれまた消火器の種類もございましてそういったもので点検の基準が違ってくるということでございます。ちなみに一般的な消火器につきましては、メーカーの申します寿命というようなものもあります。これが大体8年が寿命というようなことになっておりますので、一般的にこの8年過ぎたものは消火器につきましては、寿命がきてるというようなことで、もしそういった消火器があった場合には、交換を勧めるように指導しております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質問を終わります。

吉村議員と重複している質疑者が森川議員、神村次郎議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○7番（神村次郎君） 53号のいじめの防止条例のところですが、専門委員会が設置をされますが、専

門委員会のメンバーを見ると医師、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家などということですが、これから見るとこの会議でいじめの問題について最終的な判断をする会議になると、そうすると学校の先生それから保護者、こういった人たちが入って最終的な判断をすべきだと私はそういうふうに思いますが、最終的な判断をするにはこのメンバーだけでは不足すると思いますがどうですか。

○教育長（小倉寛恒君） このいじめ対策専門委員会の組織につきましては、文部科学省が示しておりますいじめ防止基本方針の調査を行うための組織についてということで、具体的に例示しております。その具体的な例示がこの組織の構成については弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案との直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者について選定するというふうに示されておりますので、このいじめ対策専門委員会についてはそういう形で選任を考えております。

議員がご指摘のように、教師とかあるいは保護者を入れるというのはいじめ対策連絡協議会というのは別途、要綱設置をする予定でございます。その中に入っていて関係団体、関係機関との協議を深めるという組織の中には入っていただくという予定でございます。

○7番（神村次郎君） もちろん学校にも組織を設置をすることになると思いますが、これまでのいじめの防止この関係でいろいろ全国の例を見てみると現場の声が届かない、保護者の声が届いていないそういうことはたくさんあると思います。国で示したこの方針を見ると利害関係がある人はやっば除くということですが、これ故意に外している、私はそういうふうに判断します。ぜひ始良市では現場の声が生かされる、そういう条例の会議にさせていただきたいと思いますが、どうですか。

○教育長（小倉寛恒君） このいじめ対策専門委員会に出される、いわゆる教育委員会から諮問する内容としては当然のことながら学校のいわゆるいじめを受けた被害児童、生徒の声でございますとか、あるいは保護者の声、それからそれに直接タッチしてきた担任や教職員の声、そういったものが調査機関の内容として出される、諮問されるわけでございますので、それが除外されるということにはならないと思います。

それらの声にはきちっと整理された形で調査機関には出されていくわけでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（湯之原一郎君） もう終わりです。

森川議員は、質疑はありませんか。これで、吉村議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、8番田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第54号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、第45条の6 始良市において過去事故等はなかったか、あったとすればその実態を明らかにしてください。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては副市長がお答えします。

○副市長（大橋近義君） 議案第54号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件についてのご質

疑にお答えいたします。

本市の屋外催しにおける火災事故等については、合併前を含め1件も発生しておりませんが、今後も多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導を徹底してまいります。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） 了解。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件について質疑いたします。

平成25年6月25日にいじめ防止対策推進法が公布され9月28日施行されて、いじめ防止早期発見解決のために、いじめ防止等に努めようとする条例制定であります。これまで条例のない中で旧町3町含めて当時合併後の市内の学校等がいじめによる重大事態が発生した事例は起きていないか、またどのような解決策をとったかお聞きいたします。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成22年3月の合併以降、いじめによって児童、生徒が生命、心身、または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされたりするなどの重大事態は発生しておりません。旧町当時の状況については記録が残っていない関係で確認できませんが、合併前の旧3町の3人の教育長に確認したところではそういう事案はなかったとのことであります。

また、いじめが認知された場合は、学校と教育委員会が連携してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣したり、学校のみならず保護者、家庭等と連携を深めたりしていじめの解決に取り組んでおり、重大な事態にいたらないよう努めているところです。

以上、お答えといたします。

○23番（湯川逸郎君） 3問しか再質問できませんので、残っておるのは1問だけですので、まず9ページのまたいじめが認知された場合は、学校と教育委員会が連携してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣したり、学校のみならず保護者、家庭等と連携を深めてまいりますという形でございますが、このように事前対応策の事前会議等がこれまで会議の中で行われているのかどうか。また、いじめ認知をいつの時点で捉えて、こういう対策を打たなければならぬかをお聞きいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 今議員ご指摘の事前会議というのは学校でいじめが認知された場合には、いじめ問題の学校内のいわゆる推進委員会というものをことし3月までに全ての学校で設置しております。

す。その推進委員会の中で、これは主に学校の教職員が中心になりますが、それに加えてスクールソーシャルワーカーなども加えた組織になっております。

この中でいろんな角度から問題の経過について協議してそれがいじめであるかどうかというのを判断するわけですが、その事前会議と今ご指摘ありましたが、その推進委員会の中でいわゆる協議した結果がいじめかどうかという判断をするということになります。いつの時点でという、それがそういった最終的に校長が推進委員会の中で判断したことがやはりいじめと認知するその時点になろうかと思えます。

○23番（湯川逸郎君） 最後の質問でございますが、市内にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと派遣いたしますと書いてございますが市内に何人ほどいらっしゃるのか質問いたします。

○教育長（小倉寛恒君） スクールカウンセラーというのはこれは重複して何校かお願いしてるんですが、実人数でいきますとスクールカウンセラーが4名、スクールソーシャルワーカーが3人でございます。スクールカウンセラーってのはそれぞれの子どものためのいわゆるカウンセリングを行う、被害を受けた子どもたちのカウンセリングを行ったりするわけでございます。スクールソーシャルワーカーというのは学校と家庭とを持つ、特に家庭の中に入って行って家庭の中にどういう問題があるのか、そのいじめからどうしていじめが発生するのかということなどをそういうことをソーシャルワーカーは連携して取り組んでいくという方々になっていきます。この方々のおかげで学校は非常にいじめの問題については解決を見ている場合が非常に多いということでございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯川議員の質問を終わります。
次に、18番、森川和美議員の質疑を許します。

○18番（森川和美君） 議案53号について3点ほど質疑を申し上げます。

1点目は始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件で、この始良市いじめ対策専門委員会という名称決定の経緯といいますか、この名称に至った協議内容をお知らせを願いたいと思います。

2番目が、第2条の本市が設置する学校において発生したいじめに関する通報や相談を受けとあるわけですが、いじめと判断する中心者すなわち最終決定者は誰になるのかお伺いいたします。

3番目は、この委員の任期が2年となっておりますが、この根拠を示していただきたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質疑につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

始良市内の学校においては、いじめ防止対策推進法第22条をもとに、いじめ防止対策推進委員会等の名称で設置された組織において、学校内のいじめの防止やその解消等の措置を講じているところであります。

始良市としてはいじめにより児童生徒の生命心身に被害が及ぶなどの重大事態が発生したときに専

門的視点から事案の調査を行い、事実関係を明らかにし、その対策について考えていくために医師や弁護士等の専門性の高い委員によって構成する附属機関を設置することとし、学校内の組織とは区別するために名称を始良市いじめ対策専門委員会としたものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

学校では児童生徒や保護者等の申し出により、いじめ事案が発生した場合は、各学校で設置しているいじめ防止対策推進委員会等で内容を検討することになりますが、さまざまな事象を総合的に勘案し、最終的にいじめと判断するのは校長になります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

委員の任期については、重大事態の調査は時間的に長期化することも考慮されることから、委嘱日から2年とし、再任を妨げないとしております。

以上、お答えといたします。

○18番(森川和美君) 我が始良市は、いじめ対策専門委員会という名称設定をされてるんですけど、あちこちを見ますといじめ等というのが入ってるんです。ですから、このいじめというものを判断する以前、あるいはその途中含んだ場合に、やはり等と入れたほうが、あらゆる面からして協議をしやすかったんじゃないかなと思ってますが、この時点で教育長として例えばこの暴力、恐喝、脅迫これはいじめになるんです、いじめという観点からした場合にどういうふうに捉えてらっしゃるでしょうか。

それと、具体的な事案が発生しなかった期間においては、この対策委員会のメンバーの方は、どのような位置づけでいらっしゃるのでしょうか。この2点お伺いいたします。

○教育長(小倉寛恒君) 今議員ご指摘のそういった暴力あるいは恐喝、脅迫といういわゆる刑法上の構成要件を満たすものについては、これは刑事事件として取り扱っていくということになっておるわけで、いじめの全体の範疇の中にはこれも入ってきますけれども、そのほかにいわゆるからかいとかあるいは無視する、集団から除外するとあるいはちょっと行き過ぎにいわゆるちょっかいかけるようなそういった軽度ないじめといわゆる犯罪行為とは区別するわけですが、トータルとしてはこのいじめの中に入って来るといいうふうに考えております。

また、専門委員会、いじめ対策専門委員会については、この国の法律を受けて今回初めて条例制定化するものでありまして、これまでもこういった機関っていうのはなかったということで、いじめに関して重大な事件が発生したのは、重大事態と思われるものは発生したのは出水市でございましたけれども、出水市はこれに近い機関を設けてそれに対応したというのはございます。

従いまして、今回が初めてのそれぞれの市町村でつくられていくものだというふうに理解しております。

○議長(湯之原一郎君) これで森川議員の質疑を終わります。

次に7番、神村次郎議員の質疑を許します。

○7番(神村次郎君) 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件で質疑をいたします。重大ないじめ事案を受けて、いじめ防止対策推進法が制定され社会全体で対処することになります。

いじめ防止などの基本方針を教育委員会は作成されているのか、作成されているとすればその内容をお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 神村議員のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法第12条において、地方公共団体は国のいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう督励しているものであります。

これを受け、本市においては始良市いじめ防止基本方針の策定を進めています。その内容は、いじめはどこにでも誰にでも起こり得るという認識のもと、ささいな兆候も見逃さず積極的に認識し、それらを解決していくことが大切であることを基本理念としています。

いじめ防止等の対策は、いじめは許されないという心と集団としての問題解決ができる力を育てることが大切であるという考え方のもと、学校の教育活動全体を通じていじめの問題を意識した取り組みが推進されるよう示しています。

以上、お答えといたします。

○7番（神村次郎君） 基本方針をまずつくって、そしてこの専門員会を条例化すべき、私はそういうふうに段階的には考えているんですが、どうですか。

それから、現在基本方針を策定する作業を進めているということですが、いつ完成するのかお伺いします。

○教育長（小倉寛恒君） いじめ防止の基本方針につきましては、一応素案の素案を3月の段階でつくって、そして今委員会の教育委員会のほうで、3月の段階でもんで、そしてさらに5月の委員会でもさらに具体的なお意見などを承って、そしてまたその最終的な文案などを策定して、来月7月の定例教育委員会において最終的に確定したいというふうに考えておるところでございます。

その今回のいじめ対策専門委員会とのいわゆる前後の問題でございますけれども、これは組織として当然設置すべき教育委員会の付属機関でございますので、これは先行してこの今回の議会で条例制定を議員の皆さんのご理解を得て制定できたらということで、とりあえずこの専門委員会のほうは先にお願いしたところでございます。

それから、完成、いじめ防止基本方針完成は7月の定例教育委員会において、最終的に決定したいと考えております。

○7番（神村次郎君） 今、何回か教育委員会でも議論されているということですがもっと具体的に示してほしいと思いますが。

○教育長（小倉寛恒君） いじめ防止基本方針というのは、いじめ防止の対策に基本的な方向性に関すること、それからいじめ防止のため、始良市が具体的に取り入れる施策の内容のこと、それから防止

のために学校が実施すべき施策、それから重大事態が発生した場合にそれにどう対応するかと、こう
いった大きく4つのことに、もう1つですね、いじめ防止のために市の基本方針の見通しということ
で、5つの点からの議論をしているわけなんですけど、一番委員会で議論になったのは、やはりいじ
めをどういうふうに把握して、それを具体的にいじめと認知して、そしてそれに対する対処をどうし
ていくかということが、主な中心的な議論になっているところでございます。

○議長（湯之原一郎君） 3回終わりました。

これで、神村議員の質疑を終わります。

以上で、日程第2、議案第53号と日程第3、議案第54号の一括質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、先日配付しました議案処理一覧表に沿っ
て処理します。

日程第2、議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件は、議案処理一覧表のとおり文
教厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第54号 始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件は、会議規則第37条第3項
の規則によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号は委員会付託を省略することに
決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号 始良市火災予防条例の一部を
改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議
題とします。この案件については、6月12日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、質疑に
入ります。なお、5名の議員から質疑の通告がされております。順次発言をゆるします。

まず19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） これ、一括でいいですね。4ページからいきます。平成26年度始良市一般会
計補正予算の4ページ第2表、債務負担行為補正始良清掃センター等長期包括運営管理委託業務に伴
う債務負担について、この委託に含まれない市の支出は別に必要な額と人員をどのくらい予定してい
るか、いわゆる包括契約する分と直接の職員の数はどういうふうに区別されてるかってことです。22
ページによると、26年度9億3,839万3,000円が塵芥処理費に必要とされています。

続きまして、9ページ総務管理費補助金3,803万9,000円の説明3行ありますが、その3行について
詳しい内容を示してください。

13ページ、コミュニティ助成事業1,570万円は、総務雑入となっているが具体的な根拠を示せ。また、始良ファンクラブ会費300万円の収入に対し、歳出は345万2,000円である。これは少なくとも歳入歳出が見合うべきではないだろうか。

14ページ、合併推進事業債（消防）4,660万円は、何に手当てする予定か、お知らせください。

16ページ、ふれあいパーク景観整備事業の景観整備工事費の中身は、水回りの排水管整備が主な事業ではないでしょうか、お知らせください。

21ページ、くすの湯整備事業の委託料に泉源探査と工事請負費として、木質バイオマスボイラー設置工事とあるが、泉源が確保できればバイオマスボイラー設置は不用ではないでしょうか。

24ページ、錦江湾、始良インタープリター育成事業は、誰が誰を対象にどの程度の中身の講習を行うのか、講習の科目の範囲はあるいは自然の中、例えば自然の中の動植物、地学、ツーリズム等を行うのか、どういった項目が主体なのか質問します。

29ページ、企業誘致事業の旅館ホテル等立地意向調査は、対象は誰に対しどんな調査を行うつもりか、また正社員を数多く採用できる企業誘致、施策等あわせて専門対策官を置く必要があるのではないのでしょうか。

同じく29ページ、商工会、プレミアム商品券実施事業はいつ実行予定かお伺いします。

41ページ、公民館維持管理事業の修繕料の対象公民館はどこになるか。

41ページ、花園寺跡保存整備事業の土地購入費はどの部分を何m²予定しているか、購入単価は幾らで考えているか、駐車場は何台を予定しているか、また、事業の完成年度はいつを予定しているか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育関係のご質疑につきにつきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の、あいら清掃センターなど長期包括運営管理委託業務に含まれない市の支出額は、平成26年度で2億3,869万1,000円であります。内訳は当初予算のあいら清掃センター維持管理事業費、あいら最終処分場維持管理事業費、塵芥処理職員人件費及び22ページの補正額4,480万2,000円から長期包括運営管理委託料2億7,307万4,000円を差し引いた額であり、職員人件費及び施設の上半期に必要な執行見込み分であります。

また、塵芥処理職員人件費の当初予算額3,921万9,000円は、あいら清掃センターなどに勤務する6名分の年間予算であります。さらに、平成27年度以降の債務負担行為額に含まれない市の支出としては、管理担当職員1名分の人件費と、県外で処理を依頼する飛灰処理委託料が残る予定となっております。なお、塵芥処理費に含まれるごみ収集等関連事業ほかの4事業分における当初予算額4億2,662万8,000円は、今回の長期包括運営管理委託業務とは直接関連しません。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

まず、県市町村合併一体化促進支援補助金は、県が合併市町村に対し速やかな一体感の醸成と新しいまちづくりを支援するために交付する補助金で、補助期間は合併年度及びこれに続く5か年度とされています。

本市では、補助期間が平成26年度まで補助金総額の上限は3億円であり、平成22年度から平成25年度までの4年間に2億6,737万4,000円の補助金を受けており、残りの3,262万6,000円を最終年度である本年度に受け入れ、三叉コミュニティセンター温泉施設等整備事業に充当いたします。

今回の補正は、平成25年度事業の補助金額確定を受けて、当初予算額3,281万5,000円に対し、18万9,000円を減額するものであります。

次に、県地域振興推進事業補助金は、地域固有の課題解決や地域活性化策に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成20年度から県において実施されている事業であり、平成26年度においても引き続き実施されることとなり、本年5月に交付決定を受けたことから、歳出で予算計上するものであります。補助率は2分の1以内で、採択された事業は始良市交流体験施設整備事業として、市民農園2工区の整備事業に500万円、さえずりの森のピザ窯設置事業に350万円、ふれあいパーク景観整備事業に1,050万円、始良市公園環境整備事業として、サボランドパークの老朽化した施設の改修に100万円で合計2,000万円となっております。

最後に、木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金については、歳出で予算計上いたしましたくすの湯に導入予定の木質バイオマスボイラー設置に対する県補助金であり、再生可能エネルギーの導入促進、間伐等の実施による森林整備の促進及び間伐材等の森林資源の活用による林業木材産業等の活性化を図ることを目的としており、補助率2分の1以内で1,822万8,000円を見込んでおります。

3点目のご質疑については、湯川議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行う助成事業であり、雑入で事業助成金として歳入予算を計上し、負担金補助及び交付金で、コミュニティ助成事業補助金として歳出予算を計上いたしました。

今回採択されましたのは、塩入地区公民館と弥勒自治会から申請された一般コミュニティ助成事業が2件と楠園自治会から申請されたコミュニティセンター助成事業の計3件であり、助成金額については塩入地区公民館が150万円、弥勒自治会が250万円、楠園自治会が1,170万円であります。

また、事業内容については、塩入地区公民館がエアコンや視聴覚機器等の整備を弥勒自治会が情報伝達有線システムの整備を、楠園自治会が自治公民館の建替えを行うものであります。

市といたしましては、今後におきましても自治会活動や地域コミュニティ活動への有効な支援事業として積極的に推進してまいります。

次に、あいらファンクラブの歳入、歳出の件については会員の皆様には、年会費1万円をいただき、それを特定財源として本市の特産品等を特典としてお届けするものであります。同時に広報紙及び議会だより等の市の情報を郵送することとしており、市のPRを担っていただくことから、郵送料については市の負担分として一般財源に計上したものであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

合併推進事業債4,660万円は、消防庁舎建設に伴う常備消防施設整備事業工事請負費の補正額に対応した地方債の補正であります。

5点目のご質疑については、掘議員のご質疑にも合わせてお答えいたします。

ふれあいパーク景観整備事業については、議員お見込みのとおり既存のトイレの改修整備が主となっておりますが、そのほかにも観光案内板の設置、白糸の五反滝を望む滝見台や、東屋等を設置するなど空港から本市への玄関口に位置する当施設を今後の観光振興をはかるため整備するものであります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

泉源探査については、くすの湯周辺に新たな泉源の確保ができないか、調査するものでありますが、新たな泉源が確保されても多目的浴槽やシャワー等の白湯をわかすためにボイラーは必要となります。

木質バイオマスボイラーの設置については、くすの湯の経費削減だけでなく、二酸化炭素排出削減による地球温暖化の防止、間伐等の実施による森林整備の促進及び間伐材等の森林資源の活用による、林業・木材産業等の活性化なども目的としております。

7点目のご質疑についてお答えします。

本事業は、国の交付金で県が基金を創設して行う事業であり、事業実施期間は平成26年8月から27年3月末までを予定しており、NPO法人くすの木自然館が実施するものであります。

近年、環境への関心が高まっている中、エコツアーの需要もふえているため、エコツアー会社、自然公園、自然学校、野外活動センターなどで活躍できる人材を育成するものであります。

事業の内容としては、OA研修、接遇とマナー研修、エコツアー研修、自然観察指導員講習会の受講、NPO法人桜島ミュージアムなどの研修を実施するとのことでありまして。

また、錦江湾奥の河川や干潟、鳥類などの生物調査や環境保全啓発のための市民講座なども実施する予定であります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

今回の調査は、関東以西に本社機能を有する大規模な旅館、ホテル事業者に対して本市への進出意向など事業拡大計画等について調査を行うものであります。旅館、ホテルの誘致につきましては、昨年4月に施行した旅館、ホテル誘致促進条例に基づき、業界紙や一般紙による広報や関係機関に対する制度の周知活動と併せ、事業者への直接的な営業活動も展開してまいりましたが、現時点において誘致には至っていないところであります。

これらのことを踏まえ、ターゲットの絞り込みを行い、効果的、効率的な誘致活動を進めるため、国内で有数の企業情報データベースを保有する業者に委託して調査するものであります。

なお、旅館、ホテルの誘致活動も企業誘致の一環として捉えおりましたが、専門対策官を置くことは考えておりません。

9点目のご質疑についてお答えいたします。

商工会事務局に確認しましたところ、今年の合併記念の発行と同様に、今年も9月からの販売を計画されているようであります。

○教育長（小倉寛恒君） 10点目のご質疑についてお答えいたします。

公民館費の修繕料は、蒲生公民館における非常用発電設備のバッテリー取替え、ディーゼルエンジン部品交換などの修繕一式にかかる経費であり、消防法施行規則において1,000平方メートル以上の建物では、屋内消火栓設備の非常電源として自家発電設備を備えなければならないと規定されていることに対応するものです。

11点目のご質疑にお答えいたします。

土地購入費については、土地開発基金で先行取得した花園寺跡に隣接する土地4筆700.55平方メートルを買い戻すためのものであります。購入単価は1平方メートル当たり約1万1,900円で、不動産鑑定評価によるものであります。

また駐車場については、今後常設の常用車駐車帯3台とマイクロバス1台程度さらに臨時的駐車場

として10台程度は駐車可能となるよう計画してるところです。なお、事業完成は、平成29年度を予定しているところであります。

以上、お答えいたします。

○19番（吉村賢一君） 4ページからいきます。

このあいら清掃センターの長期包括運営管理委託業務に伴う云々の話しなんですが、これについてどのくらいの、例えばこれは8年間ということになってますが、8年間で幾らの経費削減になるのか、いわゆる正職員の給与、諸経費を含めた上で、どのくらいの節約になるのかお示してください。それは年度に、例えば8年間でどれだけ節約になって、それと26年度においてはどの程度の削減になるのかお示しいただきたいと思えます。

続きまして、あいらファンクラブの件です。13ページのあいらファンクラブにつきまして、通信費等がいわゆる郵送料がオーバーしますというふうなことでございますが、いわゆる財政的なものを考える場合、できればこれが見合う形プラマイゼロというふうな形で運営計画はできないものか、再度お伺いします。

続きまして、16ページのふれあいパーク景観整備事業これにつきまして確認ですが、水飲み場の水も今出ない状況があります。それと樹木の伐採が一部なされてますが、まだもう少し徹底的に伐採をして、五反滝が見えるようにできないものかお伺いします。

24ページ錦江湾始良インタープリター育成事業、これにつきましてNPO法人くすの木自然館という具体的な委託先が出てるわけなんですが、これは昨年度あるいはその前にも雇用促進事業といった事業で、やはりNPO法人くすの木自然館に委託がなされているというふうに記憶していますが、こういったいわゆる自然を大事にする国立公園を管理していくような自然団体というのは、継続して残るほうが望ましいとは思いますが、このくすの木自然館に関して市としてはどういった考え方で助成というかあるいは継続的に支援をしていこうというふうにお考えか質問いたします。

それと29ページ、企業誘致の件に関してですが現在のところ成果が上がってないわけで、その中でやはり専従できる職員、もちろん余裕はないかもしれませんが、主となる例えば業務の中の半分以上はこういったところに専従していろんな案を練って企業を誘致すると、あるいは企業の中には先ほどここに説明がありますように旅館、ホテルも当然含まれるわけです。正職員を雇えるような、なるたけパートさんもいいんですが、正職員を雇えるような若者が立派に家庭を築けるような企業を誘致するための専門対策官というのは考えていけないのか、再度質問いたします。

それと、国内で有数の企業情報データベースを保有する業者というのは、もしお示しできるのであればお示してください。

2問目は以上です。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 最初の包括の質問でございますが、まずは今回の補正は、本年の10月1日からの包括委託ということでございます。本年は約半年それから来年度以降9年間ですので、トータルで9年半の委託になりますけれども、9年半の直営と包括にした場合の財政的なメリットということでございますが、約2億8,000万程度の効果があるかと考えております。

26年度につきましては、10月1日からですので半年間の委託になりますけれども、その間の財政的なメリットというのは、約1年間で、9年半で約1年間に約2,000万の効果がありますので、ことし

の場合は半年ですので、理論上は1,000万の効果があるんじゃないかと考えております。

ただ、職員については、任用替えの試験をしまして10月以降は他の部署に配属されますので始良市の全体的なコストという面では一時的にはふえると思いますけれども、今後採用の減とかそういうことで長期的な面で人件費は減額になるというふうに考えております。

以上でございます。

○総務部長（小川博文君） あいらファンクラブ事業についてお答えいたします。

本事業は新規事業でございます、全国各地にふるさと会員やら本市出身者などがたくさんいらっしゃるわけですが、始良市を応援していただくということから会費をいただいて特産品や広報紙を送って市のPRをしていこうというものでございます。

この歳出が上回る45万円につきましては、ほとんど郵送費用であるわけでございますけれども、当初は会費からの捻出ということも検討いたしましたけれども、広報あいら、議会便りそれから本市のイベント情報など、主には行政情報であることに加えて、本市の情報を広くPRしていただくというようなこともございまして、郵送にかかる費用につきましては、市の負担とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○加治木総合支所長（木上健二君） ふれあいパークの景観整備事業についてお答えします。

2点ほどいただきましたが、まず1点目の水飲み場の水が出ないということでございますが、あの公園は全体的に、今県が所有、管理をしております。そういうことからこの水飲み場につきましては、県が管理をしておるわけですが、今回は休憩所、滝見台を設置しますので、その中で事業を進める中で今後利用できるような形というのが、また県のほうと協議をしてみたいというふうに思います。

それから2点目の滝見台のところですが、滝が見えるように樹木を広く伐採できないかということでございますけれども、今回滝見台を設置をしまして、そこをスポットとして見ていただくというような意味もございまして、あまり広く伐採する予定はございませんが、竹が生えております。これ毎年度生えて、また見えなくなる場合がありますので、定期的な管理というのは、今後もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ただいま議員のNPO法人の自然団体の今後の継続について市のお考えはということでしたが、今現在くすの木自然館は昨年もありましたようにエコツーリズム、今回はプリター事業ということでインタープリター事業ということで実施しております。

始良市が関与してる内容としては、国、県の事業につきまして、窓口として市が関与するところです。それで、今現在今回インタープリター事業についての県の状況ですけど、基金として15億程度がありまして、今のところ現在で内示額が5億円弱となって、まだかなり余裕があります。このため、今後も国、県の事業を効果的に市のほうが窓口となってこの団体が継続して行けるようなことを側面からサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

先ほど2点ほどございましたが、専門対策官をやはり置くべきではないかというようなことでございますけれども、商工観光課としましては本年4月1日に係の再編をいたしました。これまで企業振興係というような名称で、企業誘致部門を置いていたわけなんですけれども、これに商工部門を合わせまして企業商工係としまして、さらに人員を1人ふやしていただきました。このようなことをもって先ほども副市長が答弁いたしましたとおり、旅館、ホテルも含めて企業誘致を強力に進めていきたいというようなことを考えておりますので、ご提案の専門対策官につきましては、設置は考えておりません。

それから、今回の調査でございますけれども、委託先につきましていわゆる国内でも有数の企業情報データベースを保有する業者ということでございまして、現在想定いたしておりますのは、株式会社帝国データバンクそれから株式会社東京商工リサーチ等を想定しているというところでございます。以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質疑を終わります。

吉村議員と重複している質疑者が湯川議員と堀議員です。重複している項目について質疑ありませんか。

○23番（湯川逸郎君） 吉村議員と一緒にような質問はコミュニティ助成事業ということで出しております。このことにつきまして、私が本質的に聞きたかったところは、この事業は今後どのように活用されて、財源不足を生じた場合は、財源の確保はどのように対応するのかという質問が重点的なものでございました。

というのが、このコミュニティ事業は宝くじの社会貢献広報事業ということで、毎年来る事業なのか、そうした場合来ないとなった場合には、財源はどういうふうに関後このコミュニティ事業は拡大していきますので、補充するのかそのあたりが見えておりませんので、一応質問いたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

コミュニティ事業につきましては、自治総合センターのほうの事業でありまして、市が直接財政面で関与してるところではございません。したがって、合併前の以前からこの事業はありまして、今後についてどうかということですが、市のほうといたしましては、この事業とは違って、市がコミュニティに助成というような、今進めておりますコミュニティ協議会そういったものについては、市の支援といいますか、そういったものがありますけれども、ここで言いますコミュニティ事業については直接市は何て言いますか、トンネルの事業ですので直接は関与しておりません。

○23番（湯川逸郎君） この事業は、結果的には財団法人の自治総合センターからのものは今後のものは、望めない、だからこのことにつきましては今回で打ち切りだということになりますが、実際先ほども答弁がありましたように、今後は始良市としてコミュニティ事業というのをどんどん進めなければならない、そうした場合に財源がどこから出て来るのかというのが、一番問題になるんじゃないかと思っておりますが、そのあたりをもう一回質問いたします。

○企画部長（川原卓郎君） このコミュニティ助成事業につきましては、今年度で打ち切りということではなくて、宝くじの普及事業ですので、今後も続いて行くものと思います。

以上です。

○14番（堀 広子君） ふれあいパークの景観整備事業の件でお尋ねいたします。

先ほどのご答弁で県の地域振興推進補助金いわゆる県の補助金として1,050万円を計上され、の事業ということでございます。主な事業といたしましては、トイレの改修整備が主であるというご答弁でございました。このトイレの改修の内容っていうんですか、観光地として空港からの窓口ということになりますと、どうしてもこのトイレが今の既存のトイレでは観光地としてふさわしくないトイレであることは私もこの間ずっと感じておりました。

この観光地のトイレの内容を改修の内容をお示してください。子どもからそしてまたお年寄り、障がい者の方々が利用できるような施設の整備になるのかどうかを含めてお示してください。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

トイレ改修整備につきましては、現在のところ男性のトイレが大と小それぞれ1つずつ、女性が1つです。それから多目的、これ障がい者や高齢者、利用できるものが1つあります。

そういう中で、ある程度まとまった人数で来られた場合、利用がなかなかできないということありますので、今回女性のトイレを1つふやします。それから男性の小のほうを1つふやすこととしていきます。それから、スロープはあるんですけども南側のほうがスロープがございませんので、スロープまた手すり等をつけて誰もが利用できるような形にしたいというふうに思っております。

それから、現在のところは浄化槽が壊れておりますので、これも槽を取りかえるということで、今回整備しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、吉村議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第55号、5ページ合併推進事業債（消防）11億5,450万円（変更）の充当率は幾らか、適用期間はどうなっているか。

5ページ、社会資本整備総合交付金事業（道路）（追加）2億8,090万円は何路線か、充当率は幾らか。

同じく5ページ、過疎道路整備事業1億360万円（追加）の充当率は幾らか、利率は年4%以内となっているが、その利率は現在は幾らか。

11ページ、財政調整基金繰入金3億円は、当初の9億円と合計すると12億円になります。自由に活用できる資金だと考えるが、どのように使用するのか。財政力がついたということになるのか。

25ページ土地購入費2,262万5,000円は場所はどこか、6次産業支援型と提案理由にあります、内容を説明してください。

27ページ、さえずりの森、ピザ窯設置工事700万円の内容説明を求めます。

30ページ、スマートインターチェンジ業務委託料5,000万円は、どこに委託するのですか。

30ページ、土地購入費 2 億400万円の地権者は何人か。

同じく30ページ、補償、補填及び賠償金移転補償費9,700万円は家屋土地それぞれ何件か。

30ページ、過疎対策事業（道路）市道新設改良工事7,900万円の場所、幅員、延長はどうか。移転補償費2,100万円は家屋土地それぞれ何件分か。

30ページ、一般単独道路整備事業工事請負費6,500万円の場所、幅員、延長はどうなっているか。

31ページ、土地購入費2,400万円の場所、坪単価はどうか。

31ページ、地方改善施設整備事業（道路）下水排水路整備工事5,110万円は、場所、工事内容はどうなっているか。

31ページ、橋梁維持整備工事 1 億6,400万円はどの橋か、築何年経過しているのか、工事内容を説明してください、また地方債、国庫補助金は幾らになりますか。

33ページ、始良市総合運動公園整備工事6,500万円はテニスコートの改修を行うというふうに提案理由ではなっておりますが、どのような工事内容になるのか。スポーツ振興くじ助成金の交付決定を受けてとありますが、私はよくわかります、サッカーくじのことかその内容を説明してください。

44ページ、当該年度中起債見込額臨時財政対策債11億5,000万円は充当率はどのようになっているのか。またどのように活用されるのか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）についての1点目から3点目までのご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

常備消防施設整備事業に充当する合併推進事業債の充当率は90%で、本市における合併推進事業債の活用期限は合併後15年間平成36年度までであります。

次に、社会資本整備総合交付金事業（道路）については、2つの橋梁を含む6路線にかかる地方債で、充当率は事業費から国庫補助金を差し引いた額の90%であります。

次に、過疎道路整備事業の地方債充当率は100%であります。また、平成25年度に借り入れた地方債の利率は、財政融資資金で0.4から1.0%、銀行等の民間資金で0.5から0.6%以内であります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

財政調整基金は、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うための積立金であります。当初予算においては、市税や地方交付税などの財源について不確定要素が多く、また歳入予算においては、過大見積もりを避ける必要があることから歳出予算に対して財源の不足が見込まれ、財政調整基金からの繰入金を計上して編成しております。

平成26年度については、3月議会で議決していただいた骨格予算に、今回の肉付け予算を合わせて当初予算と位置付けておりますので、予算編成において一般財源の不足額に対して財政調整基金を繰入れるものであります。例年に変わらず、中長期的な見通しや数値目標のもとにある基金繰入金の予算計上でありますことをご理解いただきたいと思いますと考えております。

5点目のご質疑については、森川議員及び堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

土地購入費の場所については蒲生物産館、くすくす館の南側隣接地で蒲生町上久徳2540番地ほ

か3筆の1,179.33m²であります。

6次産業支援型については、第1次産業である農林水産事業者が自ら商品を開発する、いわゆる生産から加工販売までを一貫して行うものであり、現在取り組んでいる地産地消を目的とした6次産業化をさらに推進するため、農林産物を生かした加工品等の開発を行う施設整備を行い、農家の所得向上や地域の活性化を図るものであります。

6点目のご質疑については、森川議員及び堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

さえずりの森ピザ窯設置工事については、管理棟近くの炊事棟にある既存のかまどを利用した石釜を3基設置し、ピザ作り体験や焼いたピザを食べるスペースを整備するものであります。設置する目的は、さえずりの森の施設利用者の増加を図るためピザ窯を設置し、ピザ作り体験を盛り込んだ各種イベントや体験学習を実施することにより、年間を通じた施設の利用促進を図っていききたいと考えております。

7点目のご質疑については、森川議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

スマートインターチェンジの委託料については、桜島サービスエリア北側のサービスエリア線及び南側の鍋倉触田線の事業に必要な用地や建物などの調査業務委託を計画しております。なお、委託先については指名競争入札により受託者を決定いたします。

8点目と9点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

土地所有者及び補償件数については、現在詳細設計を実施しているところでありますが、おおむね土地所有者110人、補償件数7件が対象となるようであります。

10点目のご質疑についてお答えいたします。

過疎対策事業については、3路線を計画しており、1路線目は下久徳船津線道路改良工事で延長140m、車道幅員は5.5m、歩道幅員2mの全幅8.5mであります。2路線目は柘野線道路改良工事で延長130m、幅員は車道5.5m、全幅6.5mであります。3路線目は青敷線道路改良工事で延長260m、道路幅員は4mであります。補償、補填及び賠償金につきましては、下久徳船津線の電柱移転補償1件と家屋移転補償1件、及び柘野線の電柱移転補償1件であります。

11点目のご質疑についてお答えいたします。

一般単独道路整備事業の工事請負費は、中野線道路改良工事で延長240m、車道幅員5.5m、全幅7m及び森船津線道路改良工事で延長140m、車道幅員9m、歩道幅員2m、全幅14mであります。

12点目のご質疑についてお答えいたします。

一般単独道路整備事業の土地購入費は菅原東線であり、城瀬東線の交差点付近を計画しております。購入単価につきましては、現在用地交渉中の案件でありますので公表は控えさせていただきます。

13点目のご質疑については、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

地方改善施設整備事業の下水排水路整理箇所は、上麓中通り線延長250m、富士団地8号線延長100m、楠元中通り線延長365mの3か所で、排水路及び舗装の改良を計画しております。

14点目のご質疑についてお答えいたします。

橋梁維持整備事業は、十日町脇元線のJ R日豊本線にかかる重富跨線橋と同歩道橋を計画しております。経過年数は重富跨線橋が55年、歩道橋が33年となっており、今回橋台、橋脚及び床版の塗装並びにクラック補修を実施するものであります。また、財源につきましては、地方債6,642万円と交付金9,020万円を充当いたします。

15点目のご質疑についてお答えいたします。

総合運動公園整備工事の改修内容については、既存のテニスコート8面、5,900m²の砂入り人口芝張替えとなります。設置してから24年が経過し、傷みが激しい状況であるため、今回独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成事業を活用して改修を行うものであります。なお、スポーツ振興くじとは、議員仰せのとおりサッカーくじのことです。

16点目のご質疑にお答えいたします。

平成13年度の法改正において、国税5税の減少により国の地方交付税特別会計において財源が不足した場合、国と地方が折半して補填することとし、地方負担分については、地方債の発行により補填することとされました。

これが臨時財政対策債であり、事業に対する地方債とは異なり、充当率はなく毎年普通交付税の算定に併せて国から発行可能限度額が示されるものであります。臨時財政対策債は実質的には普通交付税の一部と考えられ、用途を限定されない一般財源として活用しております。また、その発行にかかる元利償還金相当額は後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） それでは、今副市長が詳しく答弁してくださいました。それにつきまして、まず質疑を行います。

まず20ページですけど、20ページの上のところで、利率0.4%以内となっていますけど、また平成25年度に借り入れた地方債の利率は財政融資資金であり、0.4から1.0%銀行等の民間資金で0.5から0.6%以内でありますと、いつも掲げられてこの予算書に掲げられているのは4%以内ということが掲げてある。今回の予算書にもそういうふうに掲げてございますが、その財政融資資金が1.0%銀行等の民間資金で0.5%から0.6%以内でありますという答弁ですが、そうであればこの答弁であれば2%以内とかそのように掲げるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、答弁書の23ページ、6次産業型支援型について、第1次産業である農林水産業というふうなずっと説明が答弁書が書かれておりますが、私の認識では1次産業、2次産業、3次産業あたりまではどういうものであるかというのを認識しておりますが、ここでお尋ねするのは4次産業、5次産業というのはここに6次産業というのがありますので、4次産業、5次産業について説明をしてください。

今、答弁書は以上でございます、2回目の。

それでは、30ページ土地購入費、ゆっくり申し上げます。書きとめてください。

土地購入費2億400万円は、ここに詳しく答弁が書かれておりますが、それでは地権者との交渉は、まあ、もちろんこの議案が7月の11日に可決になるというふうに私は想定しているんですが、地権者との交渉はいつごろから入るのか。そのときの、まあ、これは今から交渉事件だというのがこの答弁書に入っておりますが、これは聞かないほうがいいのかな。坪あたりの単価は幾らになるのか。それから田畑の別はどのようになっているのか。あのあたりは、今耕作されている土地、それと耕作放棄地になっている土地がいっぱいあります。だから田畑の別はどのようになっているのか。それと、次も聞かないほうがいいのかな。移転補償費2,100万円の土地の坪単価はどれぐらいに想定しておられるか。

それから、44ページの臨時財政対策債11億5,000万円。これは普通交付税導入というふうに書いてありますが、普通交付税の算入はどのようになっている、これはもう今の答弁に書かれているから、

もう少し補足があれば。それから、普通交付税の交付時期は、まあ3回か4回になっていると思うんですが、それは1期が何月、2期、3期というふうに、これを教えてください。

それから、前に返って31ページ、橋梁維持整備工事1億6,400万円の、これは補助金のことは答弁書に書いてありました。地方債の充当率は幾らか。

それから、25ページ、6次産業支援型の、いろんな産物がここで作られ出すと思うんですが、その売りさばき先、販路はどうなっているのか。

それから、27ページ「さえずりの森、ピザ窯」とありますが、私はきのう雨の中、午後2時30分に現地に行ってきました。周りは、両サイドはアジサイがきれいに咲いておりまして、そして、そこには親子が雨の中キャンプを張っておられました。

そこでお尋ねをいたします。なぜピザ窯なのか。歴史的に意義があるのか。あそこの担当者は、近いうちに指宿のほうに研修に行かれるということでした。この利用者をどのように想定しておられるのか。管理と、ここで働いておられる方、北山の小川さんという方でした。そして、帰りに、もう少し詳しくほんなら調べたいんだったらNPO法人「四季の会」に行きなさいと。それで、四季の会の方もいろいろ教えてくださいました。

そういうことで、このことについては、以上申し上げたことを答弁願います。

33ページ、テニスコート人工芝の張り替えというのが主な工事になるということですが、テニスコートの利用度はどのようになっているのか。私もちょこちょこ運動公園に上がっていきます。テニスを大人の方、そして小中学生、土曜日、日曜日、祝日はいっぱいテニスを楽しんで、またテニス教室も催しがなされているようですが、ここで聞きたいのは、今申しあげました幼児・小学生・中学生・高校生・大人の利用度について説明を求めます。そして、今までどのような大会が開催されたのか、また今後の大会の開催状況はどのようになっているのか。

2回目は以上です。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） それでは、財政課のほうには4点ほど質疑のほうをいただきましたので、お答えいたします。

まず最初に、予算書の4ページから5ページ、4.0%以内ということで利率のほうを設定しているけれども、議員のほうからは2.0%以内でもというようなご提案もいただいたわけなんですけれども、このことについては、19市の中でもいろいろこの財政課の集まりがあるわけなんですけれども、一つの考え方の中では、以内というようなことの中である程度幅を持たしてあるというのは事実です。

また、予算そのものから考えれば、例えば次年度に明許繰越をしたりとかそういった場合に、今年度については議員ご指摘のように1.0%以内には確かになっております。ただ、これも、そしたら来年の利率がどうなるかということは、プライムレートの関係等でまたどうなるかもわかりません。そういったことも含めて、今年度から来年度に向けてのそういったことも思慮したところで、この4.0%というようなものも一応決めてるところでございます。

それから、臨時財政対策債の関係なんですけれども、ここにつきましては副市長の答弁でもございました、普通交付税の一部という形で一応して、国のほうからこの発行限度額はこの範囲内ということであるわけなんですけれども、最終的には普通交付税のほうにはその分全てを、100%普通交付税のほうには算入した形になっております。

それから、普通交付税の交付時期ということで3つ目にいただいたわけなんですけれども、これは

4月、6月、9月、11月、一応、原則、年に4回交付がございます。

それから、4点目のほうが、31ページの橋梁1億6,400万、これに対する地方債の充当率はということでもございましたけれども、冒頭の副市長の答弁でもございましたこの事業は、社会資本整備総合交付金事業の道路、ここの答弁の中にありました2つの橋梁の中の1つでございます。そういったことから、充当率につきましては90%ということになっております。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 田口議員のご質問にお答えいたします。農林水産関係では3点あったかと思えます。

まず、1点目でございますが、6次産業のことでもございました。その中で4次産業、5次産業という説明はということでもございましたが、4次産業、5次産業は私の知ってる範囲ではございません。先ほど副市長の答弁にもありましたように、1次産業、例えますと、農業者が生産したものを加工する2次産業、販売する3次産業、1と2と3を足して6と。それを6次産業という使われ方をしております。生産から販売までを一貫して行う造語ですか、造語という形で6次産業という捉え方がなされております。

次に、2点目の6次産業製品の販路ということでもございましたが、販路につきましては、市内のスーパーであったりAコープ、そういう施設、それと市内にあります物産館、それと農業者の方々が運営されております販売施設、そういうところで販売されております。

それと、3点目、なぜピザ窯なのかと、歴史的にどうなのかということでもございますが、歴史的なものという捉え方はしておりませんで、「さえずりの森」が近年、平成11年ですか、建設されましてから、平成11年の6,000人ほどの利用者がピークでありまして、その後だんだん利用者が減ってきておりました。ここ合併しまして3年ほどの中で、県の補助事業等を活用しまして路網の整備、園内の整備ですね、それと24年度におきまして、オートキャンプができるようなバンガローの移設等を実施する中で集客がふえてきておりますが、4,000人ほどということで、ピーク時からすればまだちょっと少ない利用状況であります。

現在、指定管理の「四季の会」が一生懸命頑張っていて利用者数はふえておりますが、その中でも、ピザ窯を設置して親子で体験できる、あるいはいろんなお菓子づくり、パンづくりもできますので、そういう研修会といいますか、そういう利用もできるということで、今後ピザ窯を設置する中で「さえずりの森」の利用者増の推進に努めたいということで、今回整備するものであります。

以上です。

○建設部長（岩穴口弘行君） 建設部のほうには4点ほどご質問をいただいたと思っております。

まず、交渉はいつから行うか、それと坪単価は幾らかということでもございますが、現在、先ほどの副市長の答弁でもありましたように、詳細設計を行っている状況でございますので、まだ、何ていいますか、確定はしておりませんので、交渉は行っていないところですが、坪単価につきましては、土地評価委員会というのがございまして、その中で決定されます。その価格が決定した後、用地交渉のほうは行ってまいります。

それと、田畑の別ということでもございますが、これも田、畑、それと宅地、雑種地、山林というふうな、いろんな地目が出てまいります。これも現在設計中でございますので、現状では確定しており

ません。

それから、建物の補償の単価はというふうなご質問だったんですが、これは、今回上程しておりますスマートインターの業務委託ということでお上げしておりますこの業務委託の中で調査をして、単価のほうは決定いたします。

以上でございます。

○教育部長(小野 実君) 総合運動公園のテニスコートの利用頻度のことについてお答えいたします。

総合運動公園のテニスコートの利用頻度につきましては、平成24年度で総合運動公園の総体の利用度が約19万9,000人利用されております。その中で、24年度でテニスコートだけで1万6,352人。ただ、その中の学生と大人の頻度については、後もって資料を提出させていただきますので、すいません。ここにちょっと明細持っておりませんので、申しわけございません。

ただ、その中で大会云々等についてでございますが、ここのテニスコートについては、一般の方々のテニスクラブを結成されている団体の方々が、始良スポーツクラブのテニス教室に通っている子どもたちの利用が主なものになっております。大会としましては、中・高校生への地区大会や大人の県大会の予選等が行われておりますので、今後もこの総合運動公園のテニスコートの利用を促進していきたいと考えております。

後もって資料を提出させていただきます。

○8番(田口幸一君) 今建設部長が言われましたけど、このスマートインターチェンジのこの地権者の方々はですよ、今言われました田、畑、宅地、山林等が含まれているちゆうことですが、この地権者の方々はわからないということだった、もう待っておられますよ。いつごろから交渉に入るのか。これは平成30年度に供用開始になるということ、この本会議の席上でも、また同僚議員の一般質問でも明らかになっております。地権者はもう高齢化しておられます。だから、いつごろから交渉に入るのか、これは言えるんじゃないですか。どうでしょうか。

教育委員会のテニスコートの件については、後もって資料を提出してくださるということで了解いたしました。そのように資料をお願い、これは議長のもとに出して、そして私の手に届くようにしてください。ちゃんとルールを守って議長に出してください。

それからもう一点、道路橋梁費1億2,813万7,000円は、これはなぜ繰越明許になったのか。

以上です。

○議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午前11時48分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分開議)

○建設部長(岩穴口弘行君) スマートインターチェンジ関係の用地交渉のことで、いつごろから入るかというご質問ですが、先ほどもお答えしましたように、測量設計が終わりまして、その後面積等が確定いたします。その後、土地評価委員会を開催いたしまして、単価を決定しましてから用地交渉の

ほうは入ってまいります。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が森川議員と堀議員です。重複している項目について質疑ありませんか。

○18番（森川和美君） 2、3については同僚議員が質疑をされました。そして委員会付託ということで多くは申しませんが、2つほど。

6次産業支援型について、生産から加工、販売までを一貫して行うものであると。地産地消を目的として、農家の所得向上や地域の活性化を図るものでありますという説明でございますけれども、これだけの設備を進めていくのであれば、全体のこれらにかかわる、いわゆる後継者、ここらあたりを向こう何年ぐらいまで確保しているつもりでこのような事業をされているのか、お答えを願いたいと思います。

それから、ピザ窯の件ですけれども、同僚議員が少しお尋ねをされて先取りしてしましますが、このピザというのは非常に若い年代に人気があるわけですけれども、ただ、気になるのは、こういったものはやはり継続して利用者が利用する、あるいはふえていくという、きちっとしたものがなければいけないと思ってるんですが、ここらあたりをどういった環境でどの程度の利用者を見込みながら、これも継続が大いに可能なかどうかの点でお答えを願いたいんですが。

○農林水産部長（安藤政司君） 森川議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の、6次産業化を目指しての中で、農業後継者の件がご質問であったかと思えます。現在、農業後継者、新規就農者というような中で、平成23年度より市の独自の予算の中で確保、育成を推進して、また後継者の確保に取り組んでいるところなんです、今現在まで約、対象者としては17名の方を対象として奨励金交付しているところです。近年におきますと、大体年に3名程度の方々が新規就農あるいは後継者というような形で生まれてくると申しますか、そういう方々がいらっしゃいます。今後も、有機の野菜づくりに研修センターで取り組んでおられる方が始良市内で就農をというような方もいらっしゃるようでありまして。そういう方々を取り込みながら、後継者につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、ピザ窯の利用者の見込みということでございますが、先ほど申しましたように、いろんなパンとか、ほかのオープン料理、グリル料理、そういうもの等にも使える窯でありますので、いろんな体験のほうでも、あるいは生活学級なり、そういうグループの講習会等で利用いただければというふうに考えております。

先ほど議員の方からもありましたように、研修のほうも、近隣の窯を設置しているところの研修も重ねながら、施設全体の利用に資するピザ窯の利用が図られればというふうに考えております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） 堀議員、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員との重複項目の質疑を終わります。
ここで暫時休憩いたします。午後からの会を1時10分から開会いたします。
(午前11時57分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時09分開議)

○議長（湯之原一郎君） 次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 一般会計補正予算の20ページ、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業200万円の事業内容と、生活困窮者とはどのような方か、また市内に対象者として何人該当がいるのか、また、この事業は単年度事業であるのか、今後どのように活用されていくのかをお尋ねいたします。

次に、38ページ、小学校施設整備事業1億1,695万1,000円の工事請負費1億1,370万円はどこの小学校で、改修工事の内容を説明せよ。また、松原なぎさ小学校施設整備事業の工事請負費1,935万4,000円の工事内容について具体的に説明せよ。

次に、39ページ、中学校施設整備事業2,400万円の工事請負費はどこの中学校で、改修工事の内容を詳細に説明せよ。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）についての2点のご質疑にお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度施行円滑特別対策事業の事業内容としましては、生活保護受給に陥る前の生活困窮者の自立を支援する仕組みを構築するための調査研究と、来年度からの新事業実施に向けた支援計画の作成及びネットワークの強化、制度の啓発などであります。

また、対象者については、法において生活保護受給者以外の生活困窮者となっているため、把握することは困難な状況であります。

なお、本事業は単年度事業であり、来年度からは就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を進めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 3点目のご質疑についてお答えいたします。

まず、小学校施設整備事業については、重富小学校教室増築工事に8,800万円、帖佐小学校プール改修工事に1,900万円、始良小学校体育館屋根補強工事に500万円、蒲生小学校浄化槽改修工事に170万円を計画しております。

また、松原なぎさ小学校施設整備事業の1,935万4,000円のうち、850万円は昨年度の契約分で年度内の前払金の請求がなされなかったため、改めて本年度に精算する2件の工事分であります。残りは、

本年4月の労務単価改正による工事費の見直しに伴う増額分で、屋外プールなどで661万9,000円、グラウンド整備ほかで423万5,000円の計上であります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

中学校施設整備事業については、帖佐中学校の南校舎の北側外壁補修工事を計上しております。

以上、お答えといたします。

○23番（湯川逸郎君） 2問目に入ります。

生活困窮者自立支援制度のことでございますが、答弁でもあるんですが、生活困窮者の根拠というのは何だろうかということです。それから、市内に何人いらっしゃいますかということでお尋ねしましたが、把握することは困難であると。じゃ、その理由はどういうことなのかということです。それから、来年度から事業実施に向けては支援計画の作成ネットワークの強化等ということですが、今後のこの活用方法はどういうふうに行われていくのかを、この生活困窮者の件につきましては3点をお尋ねいたします。

次に、小学校の施設整備事業のことでございますが、年度内の前金払いが請求をされなかったということですが、その理由はどういうものなのか。それから、本年度精算する2件の工事内容はどういうものであったのか。それから、最後に予算書のほうの中学校施設整備の件でございますが、帖佐中の補修工事内容というのは、いつごろからこれが発生していたのかをお尋ねいたします。

以上です。

○福祉部長（脇田満穂君） 生活困窮者自立支援制度の関係のご質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者の根拠ということでございました。この生活困窮者というのは、先ほどの副市長の答弁にもございましたが、生活保護受給者以外の生活困窮者、生活保護受給者もそれぞれおられまして、病気の方、それからあと精神的な方、資金的に本当に、本来は働いてほしいんですけども働くことのできない方、いろんなケースがございます。生活困窮に陥るといえるのは、それぞれのまずは主観でございまして、うちの事務所のほうに直接来られたり、あとは民生委員の方とか自治会の方それぞれにご相談され、うちの福祉の窓口に来られます。その中で、現在の状況等をいろいろお聞きし、また相談に乗る中で、自分の生活の実態というのが逆に把握できて、現在生保のほうに本来入るべきなのか、いや、まだ自立支援という形になりますけれども、生活支援を、就職とかそういうお話をさせていただき中で、お帰りいただいて自立されていく方もおられるわけです。

今回そのような国がこの制度をつくった理由というのが、やっぱり生活保護が国全体の中でふえている。だとするならば、今そんなして生活保護に陥る前に何とか支援をしていきなさいというのが今回のこの趣旨でございます。したがって、その生活困窮者というのがどの程度かというのは、なかなかご本人のお考え、それからあと、困窮者と言われる把握というのが年収幾らだということは申し上げられないというふうに思います。ただ、最終的には、生活保護になられた方につきましては、それぞれの世帯の人数によりまして、収入というのが、生活保護を支給する額というのは決まっています。ただ、その陥る前というのは、なかなか金額とかでお示しすることはできないと思っております。したがって、現在市内に何人程度おられるかということも把握というのはいかならないというふうになります。

今後につきましては、先ほどの答弁にもありましたけれども、そういう陥る方をどのようにして把

握るかということにもなりますけれども、民生委員さん、それから自治会の自治会長さん、それぞれの方のご支援をいただいたり、またパンフレット等をつくって生活保護の窓口に置いたりして、皆様方に市として今後また就職等のあっせんといいたいまいしょうか、どういう形でできるかわかりませんが、今後研究していくわけなんです、調査研究を進めていくわけですが、そのようなルール立てというものを示していくと。そのための今回は準備の事業費であるということでございます。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） お答えいたします。

前金払いのされなかった理由、それと工事内容ということでございます。

工事内容につきましては、2工区の給排水設備工事、それと同じく2工区の空調設備工事であります。理由としまして、はっきりと聞いたわけではございませんのでちょっとわかりませんが、書類的にも結構手間がかかるものでございます。この2つの業者につきましては、この前金を払いをするような工事、なかなか今まで経験がなかったようでございますので、そういうところもあるのかなというふうに思っております。

それと、中学校の、帖佐中の外壁工事のいつ発生したのかということでございますが、南面と東面、そして西面、こちらについては23年度に工事を実施しております。あと北側面が1か所残っておりますので、今回北側面を補修をするということでございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 3問しかできませんので、3問目のものを申し上げます。

生活困窮者の自立支援の制度のことでございますが、その中におきまして生活保護者のことまで出てくるわけですが、じゃ、この方が生活困窮者に、前の方々の段階とそれから生活保護者の数、結果的には生活困窮者に云々ということですので、生活保護者が現在全体的にどのくらいいらっしゃるのか、いろんな保護者の方がいらっしゃると思いますが、それらを若干教えていただければと思います。

○福祉部長（脇田満穂君） 生活保護の中身につきましては、それぞれの事由がございまして生活保護を受給されておられます。現在、世帯数としましては、26年の4月末ですと約7,000世帯、人員におきまして約1,000人という数値でございます。

今回のこの事業につきましては、生活保護に陥らないようにって、ちょっと語弊があるんですが、生活保護の対象にならないように努めるための制度でございまして……。 （「700世帯やないですか」と呼ぶ者あり） すいません。700世帯の1,000人でございます。7,000で申し上げ……。 すいません。訂正をお願いいたします。およそですけども700世帯の約1,000人でございます。受給者はですね。

で、そこに陥る前に窓口に来られるわけですけども、来られたときに、どういう形で今後生活保護に陥らないようにという制度を国としてつくっていかうということの準備資金でございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、18番、森川和美議員の質疑を許します。

○18番（森川和美君） それではお尋ねいたします。

30ページの過疎対策事業、これ、道路のほうですが、1億460万円の内容をお示し願いたいと思います。

同じく30ページですが、一般単独道路整備事業委託料ほか4,300万円の内容をお知らせ願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 森川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）についての4点目のご質疑にお答えいたします。

過疎対策事業については、下久徳船津線道路改良工事が、工事費3,000万円、用地費360万円、家屋の移転補償費2,100万円、電柱移転費50万円、柘野線道路改良工事が、工事費4,000万円、電柱移転費50万円、青敷線道路改良工事が、工事費900万円であります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

一般単独道路整備事業の委託料は、測量設計及び補償調査業務について、鍋倉触田線が2,400万円、山之口城瀬線が900万円、森船津線が100万円で、未登記にかかる登記委託料が900万円であります。

以上、お答えといたします。

○18番（森川和美君） 詳細については所管の委員会で審査されると思いますが、私、この中の過疎対策事業で、工事費が3,000万に対して移転補償費が2,100万円かかっているんですが、ここらあたりをどのように捉えていらっしゃるか。工事費は3,000万、そのほかに家屋の移転補償費に2,100万円も費やすという、過疎対策事業に対してどのような捉え方をされているかです。

それと、一般単独道路整備事業の測量設計、ここらあたりが延長まで示していただければ助かるんですが、それはいいとして、未登記にかかる登記委託料に900万かかるわけですよ。このことについてもどのように感じておられるかです。

最後に、この2つのことに対しての、いわゆる最近あまり使わないんですが、この費用対効果というのをどの程度どういような感じでいらっしゃるか、お答え願います。

○建設部長（岩穴口弘行君） まず、過疎対策事業の工事費と補償の関係についてですが、今回、工事といたしましては、延長が140mの工事を計画しております。それと補償の内容でございますが、家屋の補償でございます、どうしても家屋を補償さしていただかないと、その部分だけ改良ができないというふうな状況でございますので、所有者の方にご相談して補償さしていただくというものでございます。

それから、未登記についてでございますが、市内全体で約9件ございまして、そのうちの登記の測量を行う箇所が7件ございます。面積の大小もあるんですけれども、どうしても、道路は現在あるんですが、民地の中に道路があるというふうな状況ですので、これを解消するために今このような予算を組んで未登記の解消を行っているということでございます。

それに対する費用対効果ですけれども、どうしてもこの工事にいたしましても、その部分だけ補償等をしないで工事を進めていくということにはならないと思います。完成して初めて事業効果が現れ

るものだというふうに思いますので、金額に関しては多少大きな額の補正予算を提出しておりますけれども、事業効果を上げるためにはどうしても必要な補償というふうに考えております。

それと、未登記につきましても、先ほど申しましたように、他人様の土地の上に道路が乗っかかってというような、どうしても解消はしないといけないということで、未登記の処理には努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで森川議員の質疑を終わります。

次に、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第55号、一般会計補正予算の2ページ、これは提案要旨のほうですが、一般会計補正予算の提案要旨に公共事業における労務単価等の改正に伴う事業費を計上したとございます。この労務単価の引き上げは総額幾らになるか。

次に15ページです。空き家リフォーム支援事業について、事業の内容と補助金についてお示してください。

それから25ページ、上名地区むらづくり活性化センター整備事業516万円が計上されております。これはどのような改修工事になるのかお尋ねいたします。

それから、最後に33ページ、都市公園等整備事業の測量設計委託料が500万円計上されております。これは、どの場所でどのような公園になるのかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）についての1点目のご質疑にお答えいたします。

今回の補正において、労務単価等の引き上げによる補正総額は6,715万円であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

空き家リフォーム支援事業は、市内に所在する空き家の流動化を促進し、本市への定住促進と地域活性化を図るため、売買及び賃貸を目的とする空き家を改修する際に、その費用の一部を助成するものであります。

補助金の対象となる空き家は、個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもので、その空き家の所有者と3親等内の親族関係でない入居予定者がおり、売買、賃貸等の契約が締結されていることなどの条件を付する予定であります。

リフォームにかかる補助金については、対象工事の費用を20万円以上とし、当該費用の20%を補助するもので、上限額は20万円を予定しております。また、家財道具等の廃棄にかかる補助金については、対象経費を5万円以上とし、廃棄費用の20%を補助するもので、上限額は5万円を予定しております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

上名地区むらづくり活性化センター整備事業については、当該施設の西側に約17m²を増築し、米

の調製乾燥機及び既設保冷库を設置するとともに、既存の倉庫の天井や照明器具の設置及び空調設備等の整備を行うものであります。なお、本事業は県の農業農村活性化推進施設等整備事業補助金を活用いたします。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

都市公園等整備事業の委託料については、須崎地区の市有地に近隣居住者等の利用に供する公園を整備するための測量設計業務委託料であります。

以上、お答えといたします。

○14番（堀 広子君） お尋ねいたします。

本年4月の労務単価の改正内容について、まずお伺いいたします。

それから、この労務単価の大幅な改正が行われましたこの目的というのは、社会保険に加入をすること、それから最低労働賃金の、労働者の賃金の底上げっていうんですかね、そういったこと等の目的で労務単価が引き上げられたと思うところがございますが、これに対しまして、国はポスター等を張って啓発を促し意識を高めるといった目的等でポスターを掲示するようという指導が行われておりますけれども、始良市といたしましてはどのような指導をされているのか、そしてまた、この労務単価賃金がどのように反映されているのかの調査を含めて、されたのかどうかをお尋ねいたします。

それから、空き屋リフォーム支援事業の件に対してですが、まずご答弁でありました3親等の件ですが、これ、3親等以外という条件をつけられた理由と、それから空き家は全国的な今問題になっているわけがございますが、始良市の空き家はどのくらいあるのかです。また、この空き家の件数は県内ではどのような数の状況にあっているのか、そしてリフォームをして活用できる空き家は調査の結果どのくらいあると見ているのかどうか。

それから、上名むらづくりの件では、県の補助金を活用できるということでしたけれども、この補助金の内訳をお示してください。

そして、都市公園整備事業の測量設計委託料の件ですが、これは須崎地区の市有地ということでございました。面積がどのくらいを想定されているのか、そしてまた、どのような公園になるのかということ、子どもとか大人が集える場所なのかどうかです。

そしてまた、ここの地域は以前から、旧加治木町時代から公園設置を地域住民の方々、また議員の皆さんからも公園設置については再三要望等がございまして、今回須崎地区に公園ができることに大変嬉しく思っているところがございますが、そういう意味では、その間に須崎地区企業誘致がどんどん進みまして、労働者がかなり入ってこられております。ということからも鑑みまして、やはり労働者の憩いの場としての公園になることを望むわけなんですけれども、そういったことも考慮されての公園をつくる計画になっているのかどうかも含めてお尋ねいたします。

○工事監査監（池田満穂君） まず、労務単価のことでお答えいたします。

始良市の指導はどのようにしているかということでございますけれども、さきの議会でもお答えをいたしましたけれども、始良市におきましては、3,000万以上の工事の受注者に対しましては、国交省のほうを示しております建設業団体に当ててる文書がございますけれども、それをお渡しをしてお願いをしているということでございます。その中には、議員が仰されたように、技能労働者への適切な水準の賃金の支払、それから法定福利費の適切な支払と、社会保険等への加入徹底に関する指導等について

でも入っております。それとあわせまして、工事現場の方には、議員仰せのとおり、新労務単価の対象の現場ですという旨のポスターを表示していただくということと、あわせまして中間検査等でさらにまたお願いをするという形にしております。

また、調査等についてはどのように反映をとというようなことですが、昨年秋に調査しましたものでは、何らかの形で賃金等について改定をした、あるいは改定をする予定であるというところが約6割ございましたので、そのように取り扱われているものというふうに思いますけれども、その後の調査は今行ってないわけですが、また検査時等でもその辺のお願いを重ねてしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

契約におきまして3親等以外と申しますのは、3親等と申しますと甥、姪の関係までかと思えますけれども、親族とみなしまして、それ以外の方ということで考えております。

それから、24年度に実施いたしましたときの空き家の数字でございますが、約1,800軒、住める状況のものは700戸というふうに把握しております。

以上です。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

上名地区むらづくり活性化センターの補助率のことでございますが、先ほど副市長が申し上げましたとおり、県の農業農村活性化推進施設等整備事業補助金、これが3分の1補助となっております、172万円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 公園整備に関します委託料のことでお答えいたします。

まず、面積でございますが、3,305m²でございます。それから、どのような公園になるのかということでございますが、整備の内容といたしましては、広場の園路、それから修景施設の植栽、高木あるいは低木、それと休息施設、それとベンチ、それと遊具のブランコ、滑り台等の施設を計画いたします。

それから、労働者の方々が憩える場になるのかというご質問だったんですが、今回この公園は地域の街区公園というふうな位置づけで整備を予定しております。街区公園というのは、地域に居住される方々の利用に供することを目的とする公園として整備をいたしますので、この休憩施設、ベンチという、そういう施設も設けまして、高木、木を植えたりしますので木陰とかそういうのはできますので、特に労働者の方々の憩える場所というふうな限定的なものではございませんけれども、そういう利用もできるとは思います。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 労務単価の件でございます。昨年の秋にいろいろ調査をされ、そしてまた何らかの形で反映されている数も6割ぐらいあるというご答弁でございました。

実は、全国的に今こういう公共事業で働く労働者に適正な報酬の支払を保証する公契約条例って

うのを制定しているところが広がってきております。やはり労働者が安心して生活していける賃金の体系をつくっていくことが、そのことがやっぱり市の税収にもつながりますし、また市民サービスの向上にもつながってまいりますので、ぜひ市といたしましても徹底した指導等、また、今後公契約の条例の制定に向けて検討されることを望みまして、次の空き家リフォームの件でございます。

先ほど質疑いたしました3親等の件でございますが、これは、私お尋ねいたしましたのは、なぜ3親等という条件をつけたのか、その理由をお伺いしたところでございます。また、そして県内の状況がお示しなかったように思います。

それから、この空き家の件ですけれども、空き家バンク制度っていうのもございますが、この制度との空き家リフォームとの関係はどのような連携というんでしょうか、どういう関係で今後やられていけるおつもりなのか、そうした関係があるのかどうかをお尋ねいたします。

といいますのが、南日本新聞の6月8日付でございました。皆さんもごらんになったかと思えますけれども、空き家登録がなかなか進まないというような記事がございました。それで、やはりこういった空き家バンクとの関係も多分出てくると思いますので、やはりこの周知ですかね、皆さんへのお知らせっていうのをもっと徹底して行うべきじゃないかということをおもったものですから、あえて空き家バンク制度との関連をお聞きしたところでございますが、あわせて本市の登録件数と、それから周知方法についてお伺いいたします。

以上です。

○企画部長（川原卓郎君） 3親等としましたのは、それ以外としましたのは、近い親族と申しますか、そういった形で契約について近親であるということで、それ以外としたところでございます。

それから、空き家バンクとの連携ということですが、現在空き家バンクのほうに13件の登録がありまして、もちろんその中で、そちらのほうにもリフォームの支援事業についてはお示しして、相乗効果が上がるようにしていきたいと思っております。

あと、県内での空き家のランキングでございますが、それについては担当課長が答弁いたします。

○企画部地域政策課長（柘野信也君） 地域政策課の柘野でございます。

県内の空き屋状況につきましては、昨年度住宅統計調査がございましたけれども、まだこの結果が出ておりませんが、5年前の数値では、県内の状況が15%、前回5年前は加治木町と始良町、合併前の調査でございましたので、あわせて始良市の場合が12%というような数字が出ております。

県内の状況としては以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで堀議員の質疑を終わります。

以上で、議案第55号の質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。

議案第55号は、先日配付しました議案処理一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第56号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第56号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

現在、代表監査委員としてご活躍をいただいております柗隆志氏が、本年6月27日をもって任期満了となりますので、再度同氏を監査委員に任命することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

柗氏は、始良市の発足当初から代表監査委員として行財政運営の効率化、予算執行における公正の確保など、その豊富な経験を生かし、本市の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に対しまして適切な指導を行っていただくなど、職責を果たしていただきました。

同氏は、幅広い経験と的確な管理能力、経営能力、人格執権ともに本市監査委員として最適任者であると考え、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の略歴につきましては、お手元の参考資料のとおりであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第56号を採決します。この採決は、会議規則第71条第1項の規定によって無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（湯之原一郎君） ただいまの出席議員は23人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に犬伏浩幸議員と本村良治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（湯之原一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。なお、記載については議席で記載願います。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（湯之原一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

1番 峯下 洋議員	2番 萩原哲郎議員
3番 新福愛子議員	4番 竹下日出志議員
5番 堂森忠夫議員	6番 谷口義文議員
7番 神村次郎議員	8番 田口幸一議員
9番 犬伏浩幸議員	10番 本村良治議員
11番 小山田邦弘議員	12番 森 弘道議員
13番 渡邊理慧議員	14番 堀 広子議員
15番 東馬場 弘議員	16番 法元隆男議員
17番 和田里志議員	18番 森川和美議員
19番 吉村賢一議員	20番 鈴木俊二議員
21番 湯元秀誠議員	22番 上村 親議員
23番 湯川逸郎議員	

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。犬伏議員、本村議員の開票立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（湯之原一郎君） 投票結果を報告します。

投票総数 23票

有効投票 23票

無効投票 0票

有効投票のうち 賛成 21票

反対 2票

以上のとおり、賛成多数です。

議案第56号 始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（湯之原一郎君）

日程第6、陳情第2号 市議会及び議員の責務に関する始良市議会基本条例再確認の陳情について

日程第7、陳情第3号 生活排水に関する陳情書

日程第8、陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

日程第9、陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書

日程第10、陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

日程第11、陳情第7号 始良市立新留小学校廃校に関する陳情書

及び

日程第12、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

までを議題とします。

これらの請願及び陳情は、さきに配付しました請願文書表及び陳情等文書表のとおり議会運営委員会及び所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は7月3日午前9時から開きます。

(午後1時56分散会)